

令和6年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年9月18日(水曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和5年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和5年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 発委第 1号 | 議員の派遣について
(議会運営委員長提出) |
| 日程第10 | 請願第 1号 | 那珂川町消防団第6分団第3部・第4部に係る消防車庫及び団員
待機所(詰所)新設に関する請願について
(総務産業常任委員長報告) |
| 日程第11 | 議案第13号 | 財産の取得について(追認)
(町長提出) |
| 日程第12 | 議案第14号 | 財産の取得について(追認)
(町長提出) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	益子純恵	8番	小川正典
9番	鈴木繁	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子明美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	企画財政課長	谷田克彦
税務課長	田角章	住民課長	金子洋子
生活環境課長	杉本篤	健康福祉課長	益子利枝
子育て支援課長	藤浪京子	建設課長	田邊康行
産業振興課長	熊田則昭	上下水道課長	加藤博行
農業委員会事務局長	星善浩	学校教育課長	加藤啓子
生涯学習課長	星学		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横山和則	書記	仲野谷智子
書記	奈良大輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（益子明美） 日程第1、認定第1号 令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 令和5年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案を一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了しましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 大金 清登壇〕

- 決算審査特別委員長（大金 清） 決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和

5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和5年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8会計の決算については、令和6年9月6日から13日までの6日間、所管課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

各会計決算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計は賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業の6会計は全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

特別委員会における意見等といたしまして、所管それぞれの審査の際に申し上げましたが、本報告においては、1、町の施策については、各種計画を策定して事業に取り組んでいるが、計画で位置づけた指標や事業の結果に対する検証が不十分であることから、行政評価の導入も含め、効果的なPDCAサイクルの運用に努めること。

2、空き家バンクについては、利用希望者登録数に対する物件登録数が不足していることから、物件の掘り起こしなど、積極的な情報収集に努められたい。

3、ふるさと納税について、自主財源が少ない当町においては必要不可欠な財源であることから、町のホームページや観光案内などとも連携した情報発信に努めること。

4、公共交通確保対策事業においては、デマンド交通や路線バスの利用者が減少していることから、利用者の増加に向けた対策を講じられたい。

5、イノシシ肉加工事業においては、イノシシ肉の需要と供給のバランスに配慮しつつ、雇用の確保や町の特産品の維持につながる取組を継続されたい。

6、児童生徒の不登校が増加していることから、校内教育支援センターの設置など、引き続き、安心して教育が受けられる学習機会の確保に努められたい。

以上6項目について意見等を付しました。

以上で報告終わります。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第1号 令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第3号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 令和5年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

○町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。

ただいま、令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出決算のほか、6特別会計及び水道事業決算の認定をいただきまして、誠にありがとうございました。決算審査特別委員会の中でご指摘を受けた事項、要望事項等につきましては、庁議等において検討・対応し、善処してまいりたいと考えております。

なお、令和6年度も間もなく下半期に入っております。決算の結果を踏まえ、引き続き令和6年度予算の適正な予算執行に努めてまいる所存であります。

長期間にわたりまして慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、認定に対する挨拶とさせていただきます。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、発委第1号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について、

提案の趣旨説明を申し上げます。

提案する派遣は1件でございます。

毎年、栃木県町村議会議長会主催によりまして開催されます町村議会議員研修会に、本年度においても全議員を出席させるため、議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

提案の趣旨説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、請願第1号 那珂川町消防団第6分団第3部・第4部に係る消防車庫及び団員待機所（詰所）新設に関する請願についてを議題とします。

本件については、今期定例会において、総務産業常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 高野 泉登壇]

○総務産業常任委員長（高野 泉） 請願第1号 那珂川町消防団第6分団第3部・第4部に係る消防車庫及び団員待機所（詰所）新設に関する請願について、総務産業常任委員会の審査結果を報告いたします。

この請願は、8月5日に小川第5行政区長、橋本民夫氏、小川第2行政区長、橋本 誠氏、小川第3行政区長、深澤定男氏、小川第4行政区長、薄井健一氏を請願人として提出されたもので、紹介議員は、福田浩二議員、鈴木 繁議員、矢後紀夫議員の3名であります。

請願の内容は、那珂川町消防団第6分団第3部及び第4部における消防団機能充実のために、消防車庫及び消防団待機所（詰所）を小川市街地中心部に新設することを求めるものであります。

当請願については、9月5日に委員会を開催し、紹介議員及び所管課長から説明や意見等を聞いた上で、現地において請願人から説明や意見をいただき、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、那珂川町消防団第6分団第3部及び第4部における消防車庫は、建築年次が古く、老朽化が進んでいるうえ、緊急出動の際、団員の駐車場の確保がされていないなど、消防団活動に支障を来している状況にあるため、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は、委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 那珂川町消防団第6分団第3部・第4部に係る消防車庫及び団員待機所（詰所）新設に関する請願についてに対する委員長の報告は採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎議案第13号及び議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第11、議案第13号 財産の取得について（追認）、日程第12、議案第14号 財産の取得について（追認）、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第13号 財産の取得について（追認）及び議案第14号 財産の取得について（追認）の提案理由の説明を申し上げます。

本件は、小学校教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書等の購入に伴う財産の取得の追認であります。

令和2年度及び令和6年度における小学校教師用教科書及び指導書等の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、700万円以上の財産については議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得していたため、本定例会において、財産の取得の追認をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

議案第13号 財産の取得について（追認）の議案書をご覧ください。

1、取得財産は、令和2年度小学校教師用教科書及び指導書等です。教科書530冊、指導書715セット、デジタル教科書39セット、特別支援教育用教材3セットです。

2、契約の方法は、随意契約です。

3、取得価格は、1,287万8,791円です。

4、契約の相手方は、栃木県那須烏山市中央1丁目14-15、有限会社越雲書店、代表取締役、越雲秀夫です。

5、契約日は、令和2年4月1日です。

続きまして、議案第14号 財産の取得について（追認）の議案書をご覧ください。

1、取得財産は、令和6年度小学校教師用教科書及び指導書等です。教科書553冊、指導書722セット、デジタル教科書30セット、特別支援教育用教材22セット、学習者用デジタル教科書80セットです。

2、契約の方法は、随意契約です。

3、取得価格は、1,676万1,109円です。

4、契約の相手方は、栃木県那須烏山市中央1丁目14-15、有限会社越雲書店、代表取締役、越雲秀夫です。

5、契約日は、令和6年4月1日です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

日程第11、議案第13号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和6年第6回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時27分